

「第4期羽曳野市障害者計画、第6期羽曳野市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(素案)」についてのパブリックコメント(意見募集)実施結果(案)

○募集期間	令和3年1月15日(金)から令和3年2月12日(金)
○提出件数	4名(うち電子メール:4名)
○意見内容	27件
○意見への対応	今後の参考:5件 ご意見の主旨等について計画に盛り込み済みのもの:2件 ご意見を踏まえ計画に反映するもの:18件 羽曳野市パブリックコメント手続要綱第8条第4項により意見を公表しないもの:2件 (第4号:施策案に関連がないもの:1件、第5号:その他(意見の内容が不明確であるもの):1件)

	意見の内容	市の考え方	意見への対応
1	(P.2)「(2)本市の取り組みと計画策定の趣旨」の最後から2行目、「障害児入所支援は間違いかと思いますが。羽曳野市手話言語条例のことも記載すべきではないでしょうか。」	障害児入所支援は大阪府が所管する事業なので、「及び障害児入所支援、」を削除します。「(2)本市の取り組みと計画策定の趣旨」に羽曳野市手話言語条例について記載します。	計画に反映
2	(P.10)アンケート調査について 第4期羽曳野市障害者計画素案策定あたり市内在住の障害者、障害者団体にアンケート調査を実施し、サービスニーズや障害者福祉に関する関心等を把握するとされています。 障害者団体は、会員の要望を集約、把握できるため、属する会員のニーズをもっとも整理、集約できる場所です。 今回の素案について、関係がある障害者団体にアンケートが送付されたか尋ねたところ、未着とのことでした。【団体】に属していても、独立した障害者団体である場合、当該団体にもアンケートを送付していただくようお願いいたします。 また、団体の回答率が他に比べて少ないため、未回答団体には回答をより強く働きかけて頂き、回収率の向上をお願いいたします。	関係団体に対するアンケート調査の実施時期につきましては、当初令和2年10月27日から令和2年11月5日とさせていただいておりましたが、回収率が低かったことから、令和2年11月12日まで実施期間を延長いたしました。実施期間を延長したとはいえ、短期間であったことから、このような回収率となっていると考えております。 今後、アンケート調査の時期、期間及び回答の勧奨等、実施方法等を検討してまいります。	今後の参考
3	P.28「(5)障害児支援の提供体制の整備等」 ・児童発達支援センター、事業所を「設置」とありますが、市が設置主体ではない(事業者が指定を受けている)ので、「整備されています。」がいいのではないのでしょうか。 ・南河内北圏域が何か知らない人もいます。	ご意見を踏まえ、南河内北圏域についての説明(大阪府が設定した障害保健福祉圏域で、本市と松原市、藤井寺市で構成)を加え、その他も修正します。	計画に反映
4	P.47「(2)相談支援・情報提供の充実」についてこのページだけでなくアンケートや就労など数十か所に「情報提供」という言葉が使われています。求められている情報提供は、市が実施する制度のことではありません。市で直接支援できないことであっても、情報提供することで支援につながるかもしれません。相談支援者の持っている情報の範囲が相談者がサービスを受けられる限界にならないよう、相談支援者は常に情報を増やす努力が必要です。	ご意見を踏まえ、「(2)相談支援・情報提供の充実」に相談支援を行う者の姿勢について、記載します。	計画に反映
5	P.47「(2)相談支援・情報提供の充実」について電話リレーサービスのことを、記載する必要があると思います。	ご意見を踏まえ、「(2)相談支援・情報提供の充実」に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立したこと、電話リレーサービスについて記載します。	計画に反映
6	P.52「《現状と課題》」の13行目「手帳を取得していない発達障害の疑われる児童等への支援が不十分との指摘」について ・どこからの指摘ですか。 ・「手帳」とは何の手帳か、精神障害者保健福祉手帳のことと明記すべきと思いますが。	ご意見を踏まえ、地域自立支援推進会議や団体アンケート等で指摘があったこと、手帳は精神障害者保健福祉手帳であることを記載します。	計画に反映
7	(P.62、P.64)行政サービスにおける合理的配慮、地域福祉活動について イ 行政情報の手話による提供について 素案によれば、広報誌やホームページの作成において、「障害のある人にとって見やすく、分かりやすい情報提供に心がけています」とされています。聴覚障害者にとってそのような行政広報となるよう手話付き広報の作成に配慮をお願いいたします。 ロ 講演会や研修会、文化行事に聴覚障害者が参加しやすいように、主催の要請より手話通訳者や要約筆記者が市から配置されることは聴覚障害者の社会参加を促進するために有益な施策と思います。	イ 障害福祉課前に設置してあるモニターの活用を検討していく考えです。 ロ 基本的には、主催者側にて配慮すべきものと考えています。	今後の参考

	意見の内容	市の考え方	意見への対応
8	P. 69 「(5)安全・安心のまちづくり」について「NET119緊急通報システム」や、「ファックス110番」「メール110番」についての記載が必要だと思います。それぞれ柏羽藤消防組合、大阪府警が導入しています。	ご意見を踏まえ、「(5)安全・安心のまちづくり」の《現状と課題》に「NET119緊急通報システム」や、「ファックス110番」「メール110番」について記載します。	計画に反映
9	・P. 75の保険、医療・福祉関係者による協議の場において、具体的な会議はどこですか？ 医ケアネットワークにしても、地域移行・定着支援部会でしょうか？数に整合性が取れません。	地域自立支援推進会議の地域移行・定着支援部会を具体的な会議と位置付けております。地域移行・定着支援部会の一部を「保健、医療、福祉関係者による協議の場」として考えております。	計画に反映 「地域自立支援推進会議の地域移行・定着支援部会」に設置した旨を記載
10	・P. 78に関して、一方的に指導・助言と記載されており、今まで一緒に相談・支援を進めてきた信頼関係が崩れた感じがします。連携強化や人材育成と一緒に進めていく姿勢と表現を求めます。	指導や助言は、厚生労働省の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で使用されている表現です。この指針に基づき当市の目標を定めておりますので、同じ表現にしております。P. 47、48に連携強化や相談支援専門員のスキルアップについて記載しております。	今後の参考
11	・P. 82 医療的ケア児等に関するコーディネータは現在不在のようですが、これはどのように取り組まれるのですか？	現在、民間事業所にてコーディネーターの研修を受講していただいております。来年度は市職員が研修を受講する方向で検討しております。	盛り込み済み
12	(P. 85)・精神障害者手帳と療育手帳を所持される方が増えてきているものの、居宅介護・行動援護・短期入所・計画相談の見込み量が若干少ない気がします。またこの増加の仕方では計画相談が対応仕切れるのか、事業所増の方策などが市としての方向性などがあれば、明記して頂きたいです。	P. 85以降、サービスごとに見込量の算出方法を記載していますが、ご指摘のあったうち、居宅介護、行動援護と短期入所は算出方法と見込量に齟齬がありますので、修正します。当市におきましては、アンケート調査の結果等を踏まえ、計画相談事業所の増加を念頭に、新たな事業所開設の相談を随時受け付けております。P. 78に「事業者に対し、事業への参入や拡充の勧奨に引き続き努めます。」と記載しております。	計画に反映 居宅介護と行動援護は算定方法、短期入所は見込量を修正
13	(P. 102)自発的活動支援事業について 新型コロナ禍や大規模震災等を思うと、減災、避難対策や見守り活動は、無関心ではおられません。個々できることに限りはありますが、小学校を単位として、市としての施策検討、実施をお願いします。	新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の拡大や大規模震災等を見据え、当市におきましては、地域住民組織や活動団体等と連携し、障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、地域における災害対策活動、見守り活動等について、実施方法を検討してまいります。	今後の参考
14	(P. 105)わたしは【羽曳野市】にあります【地域活動支援センター】に毎日通っております。 1日のうち何時間かをすごし、気象警報が出たりする以外はほとんど行っています。 (中略) お願いします、どうか【地域活動支援センター】をなくさないで下さい！ これからももっとずっと【地域活動支援センター】に行きたいです。 市役所の福祉の方、どうかよろしくお願いします！	当市では3施設にて地域活動支援センター機能強化事業を実施しております。この事業は地域生活支援事業の必須事業であることから、今後も実施していく必要があると認識しております。しかしながら、一日あたりの平均利用人数を3施設あわせて40人以上見込んでいる中、実績は平成30年度(2018年度)19.5人、令和元年度(2019年度)19.6人、令和2年度(2020年度)22.2人(9月現在)と、見込んでいる利用人数を大幅に下回っています。このような状況から、この事業を実施しつつも、施設の統合や廃止等も含めた事業の見直しが必要と考え、令和3年度(2021年度)に設置箇所数や運営等についての見直しを行います。	今後の参考
15	P. 110 高次脳機能障害 高次脳機能障害について、啓発し理解を進めるために、特性などを記載してはどうですか。	ご意見を踏まえ、高次脳機能障害の特性について記載します。	計画に反映
16	P. 111・手話通訳者・手話奉仕員 通訳者と奉仕員の違いも説明すべきでは。	手話通訳者、手話奉仕員それぞれについて記載します。	計画に反映

	意見の内容	市の考え方	意見への対応
17	P.113 精神障害者保健福祉手帳 障害者手帳で唯一、有効期限（2年）が定められていますが、記載する必要はないですか。	ご意見を踏まえ、有効期限について記載します。	計画に反映
18	P.115・難病 難病の患者に対する医療等に関する法律のことも説明すべきでは。	ご意見を踏まえ、「難病の患者に対する医療等に関する法律」について記載します。	計画に反映
19	P.116 発達障害 発達障害について、啓発し理解を進めるために、法律上精神障害者に位置付けられていることなどについて記載してはどうですか。	ご意見を踏まえ、法律上精神障害者に位置付けられていることについて記載します。	計画に反映
20	P.117 療育手帳 法律ではなく「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省事務次官通知）に基づき、都道府県が要綱を定めて運用していることも説明する必要があるのではないですか。	ご意見を踏まえ、療育手帳制度は、都道府県ごとに、判定基準等の運用方法を定めて実施していることについて記載します。	計画に反映
21	・更生訓練事業費の廃止に関して、小さく書き、就労移行支援の項目等では記載がなされていません。その説明はないのですか？根拠を提示する必要性や責任はないのでしょうか？ 羽曳野市の地域特性上、就労移行业所が少なく、他市まで行く必要性があり、断念される事が多いです。またギリギリの生活の中で、就労を目指す方もおられます。 これを廃止することで、さらに就労移行の利用、就職をあきらめる方も出てくることも懸念されます。結果的に就労に繋がれば、生活保護受給などに至らず、市の財源に対しても、長期的視点で見れば、負担増につながらないはずで、地域課題や地域の特性上、残しておくべき制度と思います。	令和3年度以降の当市におけます事業の方向性をお示しする観点から、P.84の図のみならず、P.107の当該事業について記載している箇所にもお示ししております。 当市では、素案に記載のとおり利用実績はありますが、障害福祉サービスが充実したこと、国の対象事業から外れたこと、現状では本来の訓練費の補てんという目的から外れていると思われること等を踏まえ、周知期間を設けた上、令和3年度末にて廃止いたします。 素案のP.76「福祉施設から一般就労への移行等」の目標値では、一般就労への移行者数について、就労移行支援事業所からのみでなく、就労継続支援A型、B型の事業所からの移行者も見込んでおり、一部のサービス利用者のみに対する助成を続けることは適当でないと考えます。	盛り込み済み
22	「共生社会」と「地域共生社会」についてそれぞれ何か所か出てきますが、使い分けされているのであれば、巻末の用語説明にそれぞれの説明が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「共生社会」と「地域共生社会」について用語解説に追加します。	計画に反映
23	「子育て世代包括支援センター」について連携すべき機関だと思いましたが、記載がありません。	ご意見を踏まえ、「子育て世代包括支援センター」との連携について記載します。	計画に反映
24	「子育て支援センター」について保育士による子育てに関する相談を実施しており、連携すべき機関だと思いましたが、記載がありません。 市内には他にも「地域子育て支援拠点」があります。	ご意見を踏まえ、「子育て支援センター」、「地域子育て支援拠点」との連携について記載します。	計画に反映
25	・「障害児タイムケア事業」がなくなることについて触れられていません。前計画では「事業の廃止も含めて検討を行います。」と書かれていました。このままでは、理由もわからず計画と計画の間に知らないうちに廃止されたことになってしまいます。	障害児通所支援事業の充実等により、現在の計画期間中、利用者が全くいないため、令和2年度末で廃止します。	計画に反映 地域生活支援事業の任意事業に当該事業について記載